

[資料編]

資料 1-① 専用住宅に係る補助事業についての意見・要望

| No. | 意見・要望の概要 |
|-----|---|
| 1 | 当居住支援法人が所在する市は、家賃低廉化補助を行っていない。国及び県による補助を望む。（居住支援法人） |
| 2 | 家賃低廉化補助のうち公的賃貸住宅家賃対策調整補助金 ⁴³ について、実際に市区町村が活用するには要件（居住支援協議会の設立、高齢者への家賃補助には高齢者居住安定確保計画の策定等）が厳しいと感じる。要件を緩和してもらえると市区町村のハードルが下がり、家賃補助対策も促進されると思われる。（県） |
| 3 | 改修費補助には、セーフティネット登録住宅のうち専用住宅に登録するための改修に必要な補助金を受けることができる制度もあるが、専用住宅に改修すると一般入居者を入居させられなくなるため、改修費補助を受けたところで専用住宅にするメリットは大家側にはない。そのため、当該補助は住宅確保要配慮者の入居先の増加に寄与していない。（居住支援法人） |
| 4 | 改修費補助を受けた場合、10年間は住宅確保要配慮者以外の一般の者を入居させられないことから、当該補助は大家にメリットがほとんどない。（市） |
| 5 | 低額で入居できる賃貸住宅の供給量を増やすことが急務であり、そのために、例えば賃貸住宅所有者（大家）が利用できる専用住宅の改修費用の補助の増額などの支援策に取り組んでほしい。（市） |
| 6 | 当県においては、セーフティネット登録住宅総数に対し専用住宅として登録されている住戸はほとんどなく、国の補助制度はセーフティネット登録住宅のうち専用住宅を対象としているため活用できない。補助制度を利用できる住宅が増えるよう専用住宅の要件を見直してほしい。（県） |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 末尾の（）書きは、当該意見・要望を述べた団体の属性を表す。

3 「専用住宅」とは、セーフティネット登録住宅のうち、入居者の資格を、自ら居住するため賃貸住宅を必要とする住宅確保要配慮者又は当該住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等に限る住宅を指す。

4 専用住宅の大家等は、家賃について、国と地方公共団体による家賃低廉化補助（国の補助率1/2（限度額は原則2万円/戸・月）、地方公共団体の補助率1/2）を受けることができる。

5 専用住宅の大家等は、バリアフリー改修工事費等について、国による改修費補助（国の補助率1/3）を受けることができるが、当該補助を受けるには、専用住宅として管理する期間が10年以上であることが要件とされている。

⁴³ 「公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱」（平成18年3月27日付け国住備第132号（令和6年10月22日最終改正）国土交通省住宅局長通知）第4第4項第4号、第6号において、以下のような要件が掲げられている。

四 高齢者世帯を家賃低廉化の対象とする場合、当該住宅の存する地方公共団体の高齢者居住安定確保計画又は地域住宅計画等において、対象とする高齢者世帯の考え方及び対象世帯数が明示されていること

六 同一世帯について3年を超えて家賃低廉化を行う場合、住宅確保要配慮者居住支援協議会等が3年ごとに当該世帯の家賃低廉化の継続必要性の審査を行うこと

資料 1-② その他のセーフティネット登録住宅についての意見・要望

| No. | 意見・要望の概要 |
|-----|--|
| 1 | 現状の住宅セーフティネット法の住宅要件では、低家賃であっても耐震基準を満たしていない住宅は対象外となってしまうので、要件を緩和して低家賃の住宅に入居しやすい環境を整えてほしい。(市) |
| 2 | セーフティネット登録住宅について、専用住宅が増えるような施策を推進してほしい。その際、特定の市区町村に専用住宅が増え、近隣の市区町村から住宅確保要配慮者が流入すると、専用住宅が立地している市区町村の住宅確保要配慮者が利用できなくなる懸念があるため、そうした事態が起こらないような仕組みもお願いしたい。(市) |
| 3 | 現状、県のセーフティネット登録住宅の登録基準(補助金が出る基準)は、床面積が25㎡以上であるが、住宅確保要配慮者は単身であることも多いため、県には基準の引下げを要望している。数年前から県や国土交通省に要望しているが変わらないため、今後も変わることが期待できない。(居住支援法人) |
| 4 | 現行制度では、専用住宅に改修する場合に補助金が出されるが、それだけでは大家のインセンティブにならず専用住宅の増加を推進するのは難しいのではないかと。例えば、財務省や総務省の協力を得て、専用住宅を建てた場合の登録免許税や固定資産税の減免制度を創設する等の支援措置が必要ではないかと。(市) |
| 5 | セーフティネット登録住宅の家賃は高額であることが多く、住宅確保要配慮者が入居できるような住宅はない。そのため、都道府県や政令市での登録事務は、実質的に住宅確保要配慮者の居住支援に活用されていない住宅の登録事務を行っていることになり、非常に無駄な事務である。(県) |
| 6 | セーフティネット登録住宅は、住宅確保要配慮者にとって賃料が高く、当居住支援法人でも最初から選択肢に入らないケースがほとんどである。また、家賃債務保証業者の審査を通過できない住宅確保要配慮者の場合、家賃債務保証が必要な住宅の大半から入居を断られてしまうことから、親交のある地元の不動産事業者などから入居可能な住宅を探しているというのが実情である。(居住支援法人) |
| 7 | セーフティネット住宅情報提供システムに登録されている住宅は入居済みの割合が高く、実際に住宅を探す場面では使えない。(市) |
| 8 | セーフティネット住宅情報提供システムに登録されている住宅の多くは、同一不動産事業者が管理する住宅であり、公平性が確保されていないように感じる。(居住支援法人) |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 末尾の()書きは、当該意見・要望を述べた団体の属性を表す。

3 セーフティネット登録住宅の登録基準については、住宅セーフティネット法第10条第1項等において床面積や構造設備、家賃等が定められているが、登録事務を実施する地方公共団体において、賃貸住宅供給促進計画により、基準を厳格化又は緩和することが可能である。

4 「専用住宅」とは、セーフティネット登録住宅のうち、入居者の資格を、自ら居住するため賃貸住宅を必要とする住宅確保要配慮者又は当該住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等に限る住宅を指す。

5 「セーフティネット住宅情報提供システム」とは、国土交通省が運用する、セーフティネット住宅専用の検索・閲覧・申請ができるホームページである。

資料 1-③ 居住サポート住宅についての意見・要望

| No. | 意見・要望の概要 |
|-----|--|
| 1 | 国からは、例えば「居住サポート住宅に関して、構造的な耐震基準等に係る認定については住宅部局が、認定後の監査については、貧困ビジネスにつながる懸念があるため福祉部局が、それぞれ担当することを想定している」等、事務の分担について一つの目安を示してもらえると、現場が動きやすくなる。(市) |
| 2 | 法改正により新たに示された居住サポート住宅関係について、住宅部局として、具体的に何をすればよいのか分からない。また、見守りなどの福祉的サービス関連は福祉部局が担当するものと考えているが、当市の福祉部局は、現状、厚生労働省から本件について具体的なことを示されていないとしている。見守り活動といっても、高齢者と障害者では対応する部署が異なることなどから、どの事業で取り組むのか不明であり、両局での役割分担を決めることが難しい。(市) |
| 3 | 国においては、居住サポート住宅について、その普及を図るため、最低床面積や耐震基準といったハード面の認定要件が厳しくなり過ぎないように検討してほしい。(居住支援法人) |
| 4 | 居住サポート住宅を導入しても、県内には日常の安否確認・見守り等を行うとされている居住支援法人が少なく、居住サポート住宅がすぐに増えるとは思えず、制度として機能しないのではないかとと思われる。(市) |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 末尾の () 書きは、当該意見・要望を述べた団体の属性を表す。

3 「居住サポート住宅」とは、居住支援法人等が大家と連携し、「日常の安否確認・見守り」、「生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎ」を行う住宅を指す。福祉事務所設置地方公共団体の長が、国土交通省令・厚生労働省令に基づき認定する(改正住宅セーフティネット法第41条)。

資料 1-④ 大家に対する支援についての意見・要望

| No. | 意見・要望の概要 |
|-----|---|
| 1 | 今後、単身世帯が増加するため「緊急連絡先」の確保が重要になると考えているところ、国が緊急連絡先代行の事業者を認定する仕組みを創設するなど、安心して居住支援を任せられる事業者等を担保してほしい。(市) |
| 2 | 生活保護受給者に対しては3か月に1回、ケースワーカーが訪問する義務があるが、そうした見守りを行っていても、突然死を防げるわけではない。室内で亡くなり、原状回復に多くの費用が発生することになって、生活保護制度では補償できないため、原状回復費用を国から出せるようにすれば良いのではないかと。(市) |
| 3 | 賃料の未徴収がなくなる仕組みや、原状回復費用を大家が負担せずに済む仕組み、見守りサービスへの生活保護費支出など、住宅確保要配慮者に住宅を貸し出す際の大家の心理的、金銭的なハードルが下がるような支援が必要と考える。(市) |
| 4 | セーフティネット登録住宅の登録を増やすため大家に対する支援をしてほしい。例えば、家賃滞納時の措置や残置物処理について支援が必要である。(市) |
| 5 | 単身で死亡した者の遺品整理や家財処分に関する事務(業者に依頼する際の手続等)、銀行口座の引き落とし等の死後事務に関して、非常に煩雑で運用のハードルが高いと感じる。また、市民に対しても、市ができる具体的な施策を提示しにくい。これらについて、法改正や制度的支援により、運用のハードルを下げしてほしい。(市) |
| 6 | 入居者の死後処理に困っている。入居者(契約者)と残置物の処理について取り決めていたとしても、相続人が後から相続権を主張してきた場合、大家は負けてしまう。三者契約 ⁴⁴ 等の取組はあるが、処理が煩雑になることや、入居者(契約者)の費用負担等がある。これらの点を改善してもらえば民間賃貸住宅の大家も住宅確保要配慮者を受け入れやすくなるのではないかと。(市) |
| 7 | 不動産事業はビジネスであるため、例えば支援件数に応じた補助金の交付等、住宅確保要配慮者支援に対するインセンティブを与えることが必要ではないかと。(市) |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 末尾の()書きは、当該意見・要望を述べた団体の属性を表す。

3 令和6年住宅セーフティネット法改正法により、民間賃貸住宅の大家が住宅確保要配慮者の入居に際して抱える不安を解消するため、①居住支援法人が実施する業務に、民間賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者が死亡した場合の賃貸借契約解除や残置物処理等の業務の追加(改正住宅セーフティネット法第62条第5号)、②緊急連絡先の登録を求めないなどの基準を満たす、住宅確保要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者の認定制度の創設(改正住宅セーフティネット法第72条第1項)等の改正がなされた。

⁴⁴ 国土交通省及び法務省は、単身の高齢者が死亡した際に賃貸借契約関係及び残置物を円滑に処理できるよう、死後事務委任契約等について賃貸人、借借人、借借人の受任者の三者間で締結する「残置物の処理等に関するモデル契約条項」を策定している。

資料 2-① 「住まい支援の連携強化の推進に向けて（依頼）」（令和 2 年 12 月 25 日付け法務省矯正局更生支援管理官及び保護局更生保護振興課、厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室、総務課、保護課、障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室及び精神・障害保健課、老健局高齢者支援課並びに子ども・家庭局家庭福祉課並びに国土交通省住宅局住宅総合整備課及び安心居住推進課連名事務連絡）〈抜粋〉

「住まい」は、単にハードとしての「住宅・住居」の役割にとどまらず、国民の健康で文化的な生活を実現する上で不可欠な基盤です。また、高齢者、低所得者、障害者、子供を養育している者、刑務所出所者等（保護観察対象者及び更生緊急保護対象者をいう。以下同じ。）及び外国人並びにコロナ禍で生活に困窮した方など、生活や住宅に配慮を要する方々が安心して暮らすことのできる住生活を実現することは、極めて重要な政策課題であり、それぞれの分野の課題解決に必要な専門的知識を持った福祉分野、住宅分野及び再犯防止分野の関係者の連携がより一層求められているところです。

（略）

各都道府県、政令市及び中核市におかれては、生活や住宅に配慮を要する方々への住まい支援における福祉部局、住宅部局及び再犯防止関係部局の連携を確保した上で、下記の取組みを強化いただきますようお願いいたします。

（略）

4. 生活困窮者自立支援制度等における居住支援の強化について

（略）

また、生活困窮者及び生活保護受給者の居宅生活移行を支援するため、居住支援法人等と連携し、転居先となる居宅の確保に関する支援や、各種契約手続き等に関する助言、安定した居宅生活を継続するための定着支援について、令和 2 年度第 2 次補正予算に引き続き、令和 3 年度政府予算案においても所要額を計上しておりますので、積極的な活用を検討していただきますようお願いいたします。

なお、生活困窮者自立支援制度における支援会議等への住宅部局の参加や、居住支援協議会への福祉部局の参加、両会議の一体的開催など、複雑かつ多様な課題を抱える方に対し効果的な支援が行えるよう、関係部局・団体との連携をお願いいたします。

（略）

（注）下線は当省が付した。

資料 2-② 「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会の連携について（通知）」（平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 13 号・国住心第 217 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長及び国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知）＜抜粋＞

2 自立相談支援事業と居住支援協議会の取組の連携

自立相談支援事業は、生活に困窮した者を幅広く受け止め、一人ひとりの状況に応じた支援を提供する包括的な相談窓口である。生活困窮者は複合的な課題を抱えており、とりわけ住居に関する課題を抱えている場合、居住支援協議会の取組と連携することでより効果を発揮することが可能である。

例えば、離職により住居を失った生活困窮者が民間賃貸住宅の確保が困難な場合、賃貸借契約に当たり保証人を得られない場合などは、居住支援協議会による民間賃貸住宅の情報提供、家賃債務保証会社を紹介するなど、居住支援協議会の構成員となっている不動産団体とのネットワークと連携することにより、住宅の確保に向けた支援を受けることが可能となる。

また、住宅確保要配慮者が離職により住居を失うおそれがある場合、一般就労の準備が出来ていない場合、家計再建が必要な場合などは、自立相談支援事業と連携して支援することにより、住宅を含む生活全般の包括的な支援を受けることが可能となる。

については、自立相談支援事業と居住支援協議会の取組が連携し、支援がより効果的なものとなるようお願いする。

なお、とりわけ、住宅に関する支援が含まれている場合、自立相談支援機関による自立生活のためのプラン作成の際には居住支援協議会も参画することが望ましい。

（略）

（注）1 本通知は、平成 30 年 10 月 1 日に第一次改正、平成 31 年 3 月 29 日に第二次改正されており、令和 7 年 3 月時点における通知名は「生活困窮者自立支援制度と居住支援協議会等の連携について」である。

2 下線は当省が付した。

資料 2-③ 「生活困窮者自立支援制度と住宅施策等の連携について（通知）」（平成 31 年 3 月 29 日付け社援地発 0329 第 7 号・国住備第 492 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長及び国土交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知）〈抜粋〉

1 生活困窮者自立支援制度主管部局と住宅部局との連携

法に基づく支援が効果的に行われるためには、生活困窮者を早期に発見することが必要である。このため、公営住宅の管理等を通して生活困窮者を把握しうる住宅部局と生活困窮者自立支援制度主管部局が日常的に必要な情報交換等の連携を行うことが重要である。

例えば、公営住宅の入居者の中には、様々な生活上の事情を抱えており支援が必要な者も少なくないと考えられることから、支援が必要と思われる者については、適切に自立相談支援機関につなぎ、生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援、就労支援、家計改善支援を行うことが重要と考えられる。また、公営住宅等に入居を希望している生活困窮者についても同様に、生活困窮者自立支援制度主管部局と住宅部局が十分な連携を図りつつ、必要な情報提供や助言を行うことが重要である。その際、都道府県が管理する住宅は、生活困窮者自立支援制度主管部局と事業実施単位が異なることから、特に必要な情報の共有など十分に連携を図っていただく必要がある。

（略）

また、改正法による改正後の法第 9 条の規定において、都道府県等は、関係機関等により構成される会議（支援会議）を組織することができることとされ、その構成員に対する守秘義務を課すことにより、支援会議において、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うことが可能となっている。この支援会議の構成員については、都道府県等が、地域の実情に応じ、関係機関との調整の上決定していくこととなるが、生活困窮者の支援に当たって、住宅部局を構成員とすることは効果的であると考えられることから、支援会議の枠組みの活用も図られたい。

（注）1 「法」とは、生活困窮者自立支援法を指す。

2 「改正法」とは、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律を指す。

3 「都道府県等」とは、福祉事務所設置地方公共団体を指す。

4 下線は当省が付した。

資料 2-④ 「住まいに困窮する者の自立支援のための公営住宅の使用について」（令和 3 年 3 月 25 日付け国住備第 639 号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）＜抜粋＞

事業主体におかれましては、地域の住宅事情や住宅確保要配慮者の状況等を勘案し、NPO 法人等と連携して、公営住宅の空き住戸を活用した自立支援を積極的に推進するようお願いいたします。

1. 生活困窮者一時生活支援事業のための公営住宅の使用

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 45 条第 1 項では、事業主体が必要であると認めたときは、国土交通大臣の承認を得た上で、公営住宅の管理に著しい支障のない範囲内で、公営住宅を社会福祉事業等に使用させることができることとされています。

今般、45 条省令が改正され、公営住宅を使用させることができる社会福祉事業等として、「生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 6 項に規定する生活困窮者一時生活支援事業（同項第 1 号に掲げる事業に限る。）」（以下、「一時生活支援事業」という。）が追加されました。これにより、法第 45 条第 1 項に規定する社会福祉法人等が一時生活支援事業を行う場合であって、「公営住宅法の一部を改正する法律等の運用について」（平成 8 年 8 月 30 日付住総発 135 号。以下、「運用通知」という。）第 6 の 1 (3) の要件を満たす場合には、公営住宅を使用させることが可能であり、公営住宅を社会福祉事業等に使用させたときから一月以内に、別記様式又は運用通知別記様式 27 により、地方整備局長等に報告することにより、同条第 1 項に規定する大臣の承認があったものとして取り扱います。

なお、申請者が公営住宅を使用して行おうとする事業が一時生活支援事業に該当するか否かの判断や公営住宅を使用させる者の選定は、運用通知第 6 の 2 により福祉部局等と緊密な連携を図りつつ、適切に行うようお願いいたします。

2. 居住支援法人等による支援のための公営住宅の使用

1. に掲げる社会福祉事業等以外であっても、事業主体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条の規定に基づく承認を得た上で、当該事業を行う者に公営住宅を使用させることが可能です。

居住支援法人等と連携した住まいに困窮する者に対する支援を推進する観点から、以下の要件を満たす場合には、公営住宅を使用させたときから一月以内に、別記様式により地方整備局長等に事後報告することをもって、同条に規定する承認があったものとして取り扱います。

- (1) 公営住宅を使用して行う事業が、住まいに困窮する者を入居させ、見守り等の自立支援を行うものであること。なお、入居する者は、公営住宅の入居者資格のうち、法第 23 条第 2 号に規定する住宅困窮要件を満たすものであること。
- (2) 公営住宅を使用する主体が次のいずれかであること。
 - イ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 40 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人
 - ロ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人

ハ 特定非営利活動法（平成 10 年法律第 7 号）に基づき設立された特定非営利活動法人

ニ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 4 条に基づく公益認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人

(3) 当該事業が次の要件を満たすものであり、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で行われるものであること。

イ 公営住宅の本来の入居対象者である低額所得者層への供給に支障が生じないこと。

ロ 事業の円滑な実施が担保されていること。

(4) 使用期間については、原則として一年を超えない期間を設定すること。ただし、地域の実情、事業主体における公営住宅ストックの状況等を勘案の上、住宅確保要配慮者に対する支援活動に係る使用期間の更新により継続して使用させる等弾力的に運用し、適切な期間とするよう配慮するものとする。

(5) 使用料については、近傍同種の住宅の家賃以下で、公営住宅の入居者に係る家賃と均衡を失しない範囲で、公営住宅の入居者家賃の決定に準じて適切に設定すること。

(注) 下線は当省が付した。

資料 2-⑤ 「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」（平成 16 年 3 月 31 日
付け国住総第 191 号（令和 6 年 4 月 1 日最終改正）国土交通省住宅局長通知）＜抜
粋＞

第二 公営住宅の目的外使用について

一 事業主体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下「補助金適正化法」という。）第 22 条の規定に基づく承認を得た上で、DV 被害者に公営住宅を目的外使用させることが可能であること。

この場合においては、事業主体は DV 被害者の居住の安定を図り、その自立を支援する観点から、可能な範囲で適切な配慮をするものとする。

二～四（略）

五 目的外使用に当たり、前記二の要件を満たす場合には、公営住宅を目的外使用させたときから一ヶ月以内に、別記様式 2 により地方整備局長等（補助金適正化法第 26 条第 1 項の規定により国土交通大臣の権限を委任された地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長をいう。）に事後報告することをもって、補助金適正化法第 22 条に規定する承認があったものとして取り扱うこと。

資料 2-⑥ 「解雇等により住居の退去を余儀なくされる者の公営住宅への入居について」（平成 20 年 12 月 18 日付け国住備第 85 号国土交通省住宅局長通知）＜抜粋＞

第一 公営住宅の目的外使用について

事業主体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）（以下「補助金適正化法」という。）第 22 条の規定に基づく承認を得た上で、離職退去者へ一定期間における一時的な居住の場を確保するため、当該者に公営住宅を目的外使用させることができる。

事業主体は、目的外使用させる場合であっても、当該住宅の使用状況を把握すること等適正かつ合理的な管理を行うよう努めること。

目的外使用に係る国土交通大臣の承認については以下のように取り扱う。

一 次に掲げるすべての要件に該当する場合には、公営住宅を離職退去者に目的外使用させたときから一ヶ月以内に、別記様式により地方整備局長等（補助金適正化法第 26 条第 1 項の規定により国土交通大臣の権限を委任された地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長をいう。）に事後報告することをもって、同法第 22 条に規定する承認があったものとして取り扱う。

①～③（略）

二 一の基準に該当しないものであっても、不安定就労者であることからネットカフェなど住居以外の場で生活を営んでいる等の特別な事情がある場合においては、地方整備局長等の承認を得て目的外使用することができる。

資料 2-⑦ 個人情報に関する管理・取扱規程<抜粋>

●●市●●（自立相談支援機関）（以下「当機関」という。）では、当機関における個人情報保護に関する取組方針及び個人情報の取扱いに関する考え方として、個人情報に関する管理・取扱規程を制定し、公表します。

【取組方針】

当機関は、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、相談業務、支援業務等、当機関が実施する業務を行うにあたっては、当市の個人情報ファイル簿及び関係法令等に加えて、本規程を遵守し、ご相談者の個人情報の適切な保護と利用に努めます。

【個人情報の取得方法】

当機関は、ご相談者の個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得します。

【利用目的】

当機関は、ご相談者の個人情報を、当機関の業務遂行ならびに利用目的の達成に必要な範囲において取り扱うこととし、その範囲を超えて他の目的に利用することはありません。

◎当機関の業務内容

- ◆ 相談支援業務
- ◆ プランの策定・評価

◎利用目的

- ◆ 相談支援業務を円滑に行うため
- ◆ 自治体に対して事業等利用申込を行うため
- ◆ 支援提供、関係機関・者との連絡・調整等、ご相談者の自立支援に資するため

【個人情報の内容】

当機関で取り扱う個人情報の例は以下のとおりです。

- ◆ 氏名、性別、生年月日・年齢、住所、電話番号、家族関係等の基本的情報
- ◆ 健康状態、疾病、障害、介護等の健康に関する情報
- ◆ 就労・通学・通所状況に関する情報
- ◆ 収入、資産、債務等の経済的状況
- ◆ 各種制度や支援、サービスの利用状況
- ◆ その他、生活歴や過去の経験、抱えている課題等、相談業務において知り得た情報

【第三者への提供の制限】

当機関は、ご相談者（又は代理人）の同意をいただいている場合や法令等に基づく場合等を除き、原則としてご相談者の個人情報を第三者に対して提供することはありません。ただし、【利用目的】に記載する目的の達成に必要な範囲内において、関係機関・者等との間でご相談者の個人情報を共同利用する場合には、原則としてご相談者（又は代理人）の同意を得た上で、ご相談者の個人情報を、別表で例示した関係機関・者等に対して提供することがあります。

◎原則として同意を得た上で第三者に提供する場合

- ◆ 他機関・者との間で、各種事業や制度等の利用申込やプラン策定に関する調整を行う場合
- ◆ ご相談者が当機関又は他機関・者が実施する支援を受ける場合
- ◆ プランが終了した後に関係機関との連携が必要な場合
- ◆ 病気・怪我等の際に医療機関につなぐ場合

◎同意を得ずに第三者に提供する場合

- ◆ 法令に基づく場合
- ◆ 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由がある場合
- ◆ 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由がある場合

【安全管理措置】

当機関は、ご相談者の個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を実施します。また、ご相談者の個人情報を取扱う従事者について、必要かつ適切な監督を行ってまいります。

※ 当機関は、利用目的の達成に必要な業務を円滑に進めるため、業務の全部又は一部を委託し、必要な個人データを業務委託先に提供することがあります。委託に際しては、委託先の個人情報の取扱いに対する必要かつ適切な監督を行います。

- (注) 1 上記規程は、福祉事務所設置地方公共団体が自立相談支援事業を民間事業者（社会福祉協議会等）に委託せず自ら実施する場合の様式例である。
- 2 「利用目的は各地方公共団体において特定されるものであり、個人情報ファイル簿等の中で利用目的の特定を行っている場合もあるため、当該利用目的と齟齬がないよう、適宜調整すること。」等と注記されており、福祉事務所設置地方公共団体は、上記規程を参考に調整の上、使用することとされている。

資料 2-⑧ 自立相談支援事業の手引き<抜粋>

第2章 自立相談支援機関の業務と支援のプロセス

(略)

3. 相談支援プロセスの概要

(略)

(3) 利用申込 (③)

自立相談支援機関による相談支援を継続的に行うことが適当と判断される場合、別紙の「自立相談支援機関使用標準様式」(以下「帳票類」という。)の「相談受付・申込票」により、本人から自立相談支援事業の利用申込を受け付ける。なお、家計改善支援事業を実施する場合は、アセスメントの段階から当該事業を実施する機関との連携を図ることが、相談者への適切な支援や負担軽減につながることから「相談受付・申込票」は、家計改善支援事業への相談申込も兼ねた表記にするとともに本人にもその旨の説明を行う。

この「相談受付・申込票」は、原則として本人に記載してもらうか、本人が記載できない場合や本人が進んで記載しようとしめない項目は無理強いせずに、相談支援員が記載を手伝ったり、聞き取ったりしながら記載を代行することも考えられる。

「相談受付・申込票」には、利用申込み欄があり、自立相談支援機関と関係機関とで本人に関する個人情報を共有することに同意することを含め、記名をしていただくことになる。

(別紙)

| 相談受付・申込票 | | | | | |
|---|--|------------|----------|--|-----------------------------------|
| 受付機関 | <input type="checkbox"/> 自立相談 <input type="checkbox"/> 家計改善 <input type="checkbox"/> 町村の一次相談窓口 | | | | |
| ID | | 初回相談受付日 | 西暦 年 月 日 | 受付者 | |
| ■基本情報 | | | | | |
| ふりがな | | | 性別 | <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> () | |
| 氏名 | | | 生年月日 | 西暦 年 月 日 (歳) | |
| 住所 | 〒 - | | | | |
| 電話 | 自宅 | () - | 携帯 | () - | |
| メール | | | | | |
| 来談者 *ご本人以外の場合 | 氏名 | | | 来談者のご本人との関係 | 家族(本人との続柄:) その他() |
| | 電話 | () - | | | |
| ■ご相談内容 | | | | | |
| ご相談されたい内容に○をおつけください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけください。 | | | | | |
| 病気や健康、障害のこと | | 住まいについて | | 収入・生活費のこと | |

| | | |
|-----------------------------------|------------------|------------|
| 家賃やローンの支払いのこと | 税金や公共料金等の支払いについて | 債務について |
| 仕事探し、就職について | 仕事上の不安やトラブル | 地域との関係について |
| 家族との関係について | 子育てのこと | 介護のこと |
| ひきこもり・不登校 | DV・虐待 | 食べるものがない |
| その他 () | | |
| ご相談されたいことや配慮を希望されることを具体的に書いてください。 | | |
| | | |

■相談申込み欄

〇〇様

上記の相談内容等について、自立・家計改善支援の利用を申し込みます。
また、相談支援にあたり必要となる関係機関（者）と情報共有することに同意します。
なお、同意にあたっては、別紙の「個人情報に関する管理・取扱規程」について説明を受けました。

西暦____年____月____日 本人氏名_____

(注) 厚生労働省「自立相談支援事業の手引き」に基づき、当省が作成した。

資料 3-① 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」（平成 29 年 10 月 25 日付け国住備第 102 号・国住心第 252 号・国住民支第 150 号国土交通省住宅局長通知）＜抜粋＞

第 5 居住支援法人の指定

居住支援法人の指定制度の運用に当たっては、以下の事項を踏まえ、住宅部局と福祉部局との情報共有を図るなど、緊密な連携に努められたい。

1 居住支援法人の指定に当たっては、申請があった場合には、法第 40 条各号の指定基準に適合するか否か適正に審査するよう留意されたい。審査に当たっての具体的な指定基準の考え方については、都道府県において判断することになるが、同号に掲げられている指定基準の考え方については、例えば以下のようなものが考えられる。

- ① 職員、支援業務の実施の方法その他の支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること
 - ・ 支援業務の実施のために必要な組織体制、人員体制を確保していること
 - ・ 特定の者につき不当に差別的な取扱いを行わないものであること 等
- ② 支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること
 - ・ 支援業務を行うに十分な財源を有していること
 - ・ 住宅確保要配慮者に対する居住支援活動の実績を有していること 等
- ③ 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
 - ・ 職員又は役員が暴力団員等でないこと
 - ・ 役員のうち禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して一定年数を経過しない者がいないこと 等
- ④ 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること
 - ・ 他の業務を実施する組織との間に適切な分離がなされていること 等
- ⑤ その他、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること
 - ・ 定款等において支援業務を実施するために必要な記載がされていること
 - ・ 支援業務の実施のための意思決定がなされていること 等

(注) 下線は当省が付した。

資料 3-② 居住支援法人の問い合わせ先<抜粋>

(指定都道府県欄から業務内容欄まで)

| 指定都道府県 | 法人名 | 所在地 | 業務エリア 都道府県内 全域 | 業務エリア | 業務内容 |
|--------|----------------------------|-----------------------------------|----------------------|----------------------|---|
| 北海道 | ホームネット株式会社 | 東京都中野区中野 2-24-11 住友不動産中野駅前ビル 19 階 | | 札幌市、本別町 | 住宅確保要配慮者への ・保証会社との連携による家賃債務保証 ・住まい探しなど入居支援相談および入居後の健康相談・メンタル相談等 ・見守り（安否確認） |
| 北海道 | 特定非営利活動法人シニア賃貸住宅サポートセンター札幌 | 札幌市白石区南郷通12丁目北1番15号 | | 札幌市 | ・住宅相談 ・サービス（見守り・安否確認） ・家賃保証については必要に応じて指定家賃保証会社を紹介する |
| 北海道 | 特定非営利活動法人コミュニティワーク研究実践センター | 札幌市中央区南8条西2丁目5-74 市民活動プラザ星園 | | 札幌市、岩見沢市、三笠市、美瑛市、月形町 | ・登録住宅に入居する住宅確保要配慮者への家賃債務保証会社の紹介 ・住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談 ・見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援 ・サブリース事業 |
| 北海道 | 株式会社JDC | 札幌市北区北27条西11丁目7番40号 | | 札幌市 | ・24時間対応の相談窓口、自社のサブリース物件の紹介など、賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供 ・定期的な見守りなど生活相談 |

(HP 欄から【参考】居住支援対象欄まで)

| HP | 問い合わせ先 | | 【参考】居住支援対象 ※居住支援法人へのアンケート調査に基づき掲載しております (空欄は未回答・公表不可など)。 詳細は各居住支援法人へご確認ください。 | | | | | | | | |
|---|--|----------------------------------|---|------|---------------------|-------|-----|-------|-----|--------------------------|--|
| | 電話番号 | メールアドレス | 高齢者 | 障がい者 | 子育て世帯 (ひとり親世帯含む) | 低額所得者 | 外国人 | DV被害者 | 刑余者 | その他 (被災者、児童養護施設退所者など) | |
| http://www.homenet-24.co.jp | TEL:03-6630-8037 フリーダイヤル:0120-460-560 | kyojuushien_osg@homenet-24.co.jp | ○ | - | - | - | - | - | - | - | |
| http://senior-rent.com/ | 011-862-7788 | info@cmtwork.net | | | | | | | | | |
| http://www.cmtwork.net/ | 011-511-1315 | info@cmtwork.net | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| http://www.japan-dream-company.com/index.html | 011-768-7371 | jdc.sasaki@gmail.com | | | | | | | | | |

(注) 国土交通省ホームページに掲載された資料による。

資料 3-③ 調査対象 15 県が居住支援法人の指定申請において、申請者に提出を求めている書類のうち、「居住支援法人の業務内容・範囲、活動実績、得意分野」が記載されていると考えられる書類

| 都道府県 | 県が申請者に提出を求めている書類のうち、「居住支援法人の業務内容・範囲、活動実績、得意分野」が記載されていると考えられる書類 |
|------|---|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援業務の実施に関する計画 ・ 現に行っている業務の概要を記載した書類 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援業務の実施に関する計画書（組織及び運営に関する事項、支援業務の概要に関する事項） ・ 現に行っている業務の概要を記載した書類 ・ 前事業年度の事業報告書 ・ 居住支援活動の実績を記載した書類 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 ・ 前事業年度の事業報告書 |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書 ・ 法人の組織体制を記載した書面 ・ 住宅セーフティネット法第 42 条に規定する支援業務の活動実績を示す書類 |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請の日の属する事業年度（以下「申請年度」という。）の前事業年度における事業報告書 ・ 住宅セーフティネット法第 40 条第 1 号に規定する支援業務の実施に関する計画書（組織及び運営に関する事項、支援業務の概要に関する事項を記載したもの） ・ 現に行っている業務の概要を記載した書類 ・ 住宅セーフティネット法第 42 条各号に掲げる居住支援に資する活動のいずれかの実績を示す書類（過去 5 年のうち活動の実績がある直近の年度分のみ） ・ 法人の組織及び事務分担を記載した書類 ・ その他居住支援法人の業務に関し参考となる書類 |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援業務の実施に関する計画書 ・ 現に行っている業務の概要を記載した書類 ・ 申請以前（申請年度以前の過去 5 年に限る。）に実施した居住支援活動の実績を記載した書類 |

| | |
|----|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・居住支援法人の業務に関し参考となる書類（ホームページの写しなど） |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援業務実施計画書（組織及び運営に関する事項、支援業務の概要に関する事項） ・現に行っている業務の概要を記載した書類 |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・支援業務の実施計画書（組織及び運営に関する事項、支援業務の概要に関する事項） ・役員の氏名及び略歴を記載した書類（役員のうち、少なくとも1名は過去3年間支援業務に係る実績を有することが確認できるもの） ・現に行っている業務の概要を記載した書類 |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・住宅セーフティネット法第40条第1号に規定する支援業務の実施に関する計画として「組織及び運営に関する事項」、「支援業務の概要に関する事項」を記載した書類 ・居住支援の実績（10件以上）が分かるもの ・現に行っている業務の概要を記載した書類 |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援業務の実施に関する計画書 ・現在行っている業務の概要を記載した書類（過去1年間の実績が確認できるもの） |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援業務の実施に関する計画書（従業員数、業務実施体系図、①家賃債務の保証、②円滑な入居促進に関する援助、③生活の安定及び向上に関する援助に係る実施する支援業務） ・現に行っている業務の概要（住宅確保要配慮者への居住支援業務、その他の業務） |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> ・支援業務の実施に関する計画（イ：組織及び運営に関する事項（業務実施体系図、従業員数等）、ロ：支援業務の概要に関する事項（①家賃債務の保証、②円滑な入居促進に関する援助、③生活の安定及び向上に関する援助に係る業務の内容等）） ・現に行っている業務の概要を記載した書類 ・申請年度の前年度の事業報告、申請年度の事業計画書 ・住宅セーフティネット法第42条各号に掲げられる支援業務の実績を示す書面（過去5年のうち支援業務の実績がある直近の年度分のみ） ・法人の組織及び事務分担を記載した書面 ・その他居住支援法人の業務に関し参考となる書類 |

| | |
|----|--|
| 13 | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅セーフティネット法第40条第1項第1号に規定する支援業務の実施に関する計画書（ア 組織及び運営に関する事項（職員数、組織図等）、イ 支援業務の概要に関する事項） ・申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書 ・申請年度の事業計画書 ・申請年度から起算して過去5箇年度内に行っている住宅セーフティネット法第42条各号に規定する居住支援に資する活動の実績（申請年度から起算して過去5箇年度内のうち直近の活動実績の存する年度分のみとする。）を示す書面、居住支援法人の業務に関し参考となる書面 |
| 14 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・支援業務の実施に関する計画書（組織体制、人員体制、運営、専門技術の確保、支援業務、支援業務以外の業務） ・現に行っている業務の概要を記載した書類 ・職員の勤務体制及び勤務形態一覧 |
| 15 | <ul style="list-style-type: none"> ・組織及び運営に関する事項を記載した書類 ・実施する支援業務の概要を記載した書類（有償サービスがある場合には、その料金を含む。） ・現に行っている業務の概要を記載した書類 |

(注) 各県のホームページを参照し、当省が作成した。

資料 3-④ 調査対象 15 県が市区町村に提供等している居住支援法人情報

| 都道府県 | 提供資料 (①指定申請書受領時、②居住支援法人指定時、③指定申請書受領時及び居住支援法人指定時以外) | | | 資料にある居住支援法人情報の内容 |
|------|---|---|--|---|
| | ① | ② | ③ | |
| 1 | ○ | | (申請者の所在市区町村宛て) 指定に係る意見聴取文書 | 申請年月日、法人の名称、代表者職・氏名、主たる事務所の所在地、実施する支援業務、支援業務を行おうとする事務所の所在地、支援業務を開始しようとする年月日 |
| | | ○ | (法人の所在市区町村宛て) 「住宅確保要配慮者居住支援法人の指定について」 | (本文) 指定された旨 (別紙) 申請年月日、法人の名称、代表者職・氏名、主たる事務所の所在地、実施する支援業務、支援業務を行おうとする事務所の所在地、支援業務を開始しようとする年月日、指定年月日、指定番号 |
| | | | ○ 県居住支援協議会の定例会議で出席者に向け提供する資料(会議資料) ※なお、様式として決まっているものはない。 | 追加指定、若しくは解除した居住支援法人の名称及び指定番号 |
| 2 | | | — | — |
| | | | ○ (全市区町村に提供) ①居住支援法人紹介パンフレット ②住宅セーフティネット制度紹介チラシ | ①居住支援法人名、支援エリア、居住支援サービス、所在地、電話番号、メールアドレス、ホームページ、窓口開設時間・場所、業務の概要、支援対象者、支援内容 ※居住支援法人の特徴を色付けで明示 ②居住支援法人名、支援エリア、支援対象者、支援内容、電話番号、窓口開設曜日・時間 |
| 3 | | | — | — |
| | | ○ | (県居住支援協議会幹事会(県内市区町村を含む。)宛て) | 指定日、居住支援法人名、所在地、業務エリア、業務内容、ホームページ、問合せ先 |

| | | | | |
|---|---|---|---|--|
| | | | 「住宅確保要配慮者居住支援法人の指定状況について（通知）」 | |
| | | | — | — |
| 4 | | | — | — |
| | | | — | — |
| | | ○ | （県居住支援協議会構成員（県内市区町村を含む。）宛て） 居住支援ガイドブック | 指定年月、対象エリア、事務所所在地、連絡先、ホームページ、支援内容（居住支援法人の強み）、支援対象者、支援内容（入居までの支援、入居後の支援） |
| 5 | | | — | — |
| | | | — | — |
| | | ○ | 県居住支援協議会の専門部会研修会で、毎年、最近指定された居住支援法人を中心に 2 法人程度の取組を紹介 | （居住支援法人資料により様々） |
| 6 | | | — | — |
| | | ○ | （県居住支援協議会（県内市区町村を含む。）宛て） メール、居住支援協議会会員一覧 | 新規に指定された居住支援法人の名称 |
| | | ○ | （全市区町村に提供） ①県居住支援法人の紹介 ②県居住支援法人の一覧 | ①居住支援法人名、所在地、電話番号、支援エリア、業務概要、支援対象 ②指定順、指定年月日、居住支援法人名、所在地、業務エリア、業務内容、ホームページ、問合せ先、居住支援対象（住宅確保要配慮者の属性） |
| 7 | ○ | | （申請者が業務区域とする旨を申し出た市区町村宛て） 居住支援法人の指定に係る活動内容の確認文書 | 名称、代表者名、支援業務実施計画書（所在地、業務区域、業務内容・範囲、事業計画） |

| | | | | |
|---|--|---|---|--|
| | | ○ | (居住支援法人の業務区域内の市区町村宛て) 居住支援法人指定通知書 | 名称、代表者名、指定年月日・番号、主たる事務所の所在地、支援業務を行おうとする事務所の所在地、支援業務の対象とする住宅確保要配慮者の範囲、支援業務を行おうとする区域 |
| | | ○ | (県居住支援協議会構成員(全市区町村を含む。)宛て) 居住支援法人活動概要 | 指定番号、居住支援法人名、居住支援法人所在地(市区町村)、支援業務を行う事務所の所在地、電話番号、受付日、時間帯、活動エリア、居住支援法人が実施している事業、職員体制等、前事業期間における居住支援活動費の財源、相談窓口の開設状況(受付方法、受付日・時間帯、相談窓口の周知方法、対応する職員数、社会福祉士等の専門職配置の有無)、主な相談依頼の経緯・依頼元、居住支援活動を行う上での方針、特徴、得意分野等、現在の事業計画、前事業期間での入居相談の受付件数と入居契約の成約件数、住宅確保の方法、居住支援活動を行う上で感じるニーズ、課題、成功事例、今後強化したい取組、現在の事業計画で行おうとしている支援業務の内容と、前事業期間における活動実績(入居相談の受付件数等) |
| 8 | | | — | — |
| | | ○ | (居住支援法人の業務区域となる市区町村宛て) 通知 | 居住支援法人の名称、居住支援法人の住所、支援業務を行う事業所の所在地、支援業務を開始する年月日、実施する支援業務、支援業務を行う区域、指定年月日、指定番号、指定内容 |
| | | | — | — |
| 9 | | ○ | (申請者が活動拠点とする市区町村宛てに、指定に係る意見照会を実施する際) 申請時に提出された書類一式 ※申請書類一式の市区町村宛ての送付について、申請者からは口頭で事前に同意を得ている。 | 事業年度の始期及び終期、法人の住所、名称、代表者の氏名、事業実施の方針、事業実施の概要、業務エリア、入居前支援事業と入居後支援事業についての活動予定事業とその対象住宅確保要配慮者の属性、連携予定先、具体的な支援の内容(入居前、入居後、その他の事業)、予算(今年度の居住支援事業に係る予算、うち国の補助金額)、事業に係る収支予算書 |

| | | | | |
|----|--|---|---|--|
| | | ○ | (居住支援法人の業務区域となる市区町村宛て) 通知 | 居住支援法人の名称及び住所、代表者の氏名、支援業務を行おうとする事務所の所在地、支援業務を開始しようとする年月日、指定年月日、指定番号 |
| | | | — | — |
| 10 | | | — | — |
| | | ○ | (居住支援法人の業務区域となる市区町村宛て) 指定通知書 | 指定番号、居住支援法人名称、主たる事務所の所在地、支援業務を行う事務所の所在地、支援業務の内容、業務を行う区域、業務の対象とする住宅確保要配慮者 |
| | | | — | — |
| 11 | | | — | — |
| | | ○ | (県内市区町村宛て) 当該法人を居住支援法人に指定した旨の情報を記載した事務連絡 | 当該法人を居住支援法人に指定した旨(居住支援法人の名称、指定年月日) |
| | | | — | — |
| 12 | | | — | — |
| | | | — | — |
| | | | — | — |
| 13 | | | — | — |
| | | | — | — |
| | | ○ | (県居住支援協議会構成員) 居住支援法人説明資料 | 居住支援法人の取組内容や強み(について居住支援法人が説明) |
| 14 | | | — | — |
| | | ○ | (居住支援法人の業務区域となる市区町村宛て) 「住宅確保要配慮者居住支援法人の指定について(通知)」 | 指定番号、居住支援法人の名称、居住支援法人の住所、事務所の所在地、支援業務内容、業務の開始年月日、業務を行う区域 |

| | | | | | |
|----|---|---|---|--|--|
| | | | ○ | ①（県居住支援協議会会員（県内市区町村を含む。）宛て）「会員の追加について」 ②県居住支援協議会にて居住支援法人から活動内容、相談事例の説明 | ①居住支援法人の名称、居住支援法人の住所、事務所の所在地 支援業務内容、業務開始年月日、業務を行う区域 ②活動内容、相談事例等 |
| 15 | ○ | | | （申請者が業務を行うとする市区町村宛て） 申請者から提出された書類一式 ※申請書類一式の市区町村宛ての送付について、申請者からは口頭で事前に同意を得ている。 | 申請書類一式にある情報（支援業務の概要、支援対象とする住宅確保要配慮者、支援業務を行う曜日、時間帯等） |
| | | | | — | — |
| | | | | ○ | 県居住支援協議会、研修会、勉強会等における 県の説明資料、居住支援法人の説明資料 |
| 計 | 4 | 9 | 9 | | |

(注) 当省の調査結果による。

資料 3-⑤ 都道府県が行う居住支援法人の指定事務に関する県の意見・要望

| No. | 意見・要望の概要 |
|-----|---|
| 1 | 国には、居住支援法人の指定に必要な申請書及び添付書類に関して、居住支援法人に作成義務がない書類について代替書類での提出を認めるなどの取扱いを検討してほしい。以前、申請を検討している法人から、添付書類として住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則により指定されている「申請年度の前事業年度における財産目録」を作成していないため代替書類による申請を認めてほしいと問合せがあったことがある。当県から国土交通省に対して、この点の照会をしたところ、飽くまで同令で義務付けられた添付書類であるとして代替書類による申請は認められず、当該法人は申請に至らなかった。県としては、居住支援に取り組みたいと考える法人に対して門戸を広くしたい。国は、居住支援法人に作成義務がない書類を申請書類として指定する場合は、代替書類の提出を認めるなどの取扱いを検討してほしい。 |
| 2 | 令和 6 年住宅セーフティネット法改正法の施行後は、居住支援法人の指定や指導等に当たって、どのような福祉的要素を勘案すべきであるのか、また、それに関する審査基準について、国から提示してほしい。 |

(注) 当省の調査結果による。

資料 3-⑥ 都道府県が行う居住支援法人の指定事務に関する居住支援法人の意見・要望

| No. | 意見・要望の概要 |
|-----|--|
| 1 | 複数の都道府県の区域で支援業務を行う場合、それぞれの都道府県に申請することになるが、都道府県における審査の際、同一法人で別の都道府県における支援実績がある場合、当該実績も支援実績として認める運用となるようにしてほしい。 |
| 2 | 居住支援法人の中には支援方法が適切ではないと疑われる居住支援法人もあるため、都道府県による居住支援法人指定の基準を厳格化してほしい。 |
| 3 | 居住支援の内容には幅があるからこそ、居住支援法人ごとに業務内容の多様性があり、得意とする支援対象者に違いがあるなど、それぞれ異なる支援の強みを発揮することができている。居住支援法人指定の基準を厳格化することは、居住支援の範囲を狭め柔軟性を損なう懸念がある。 |

(注) 当省の調査結果による。

資料 3-⑦ 居住支援協議会等活動支援事業（居住支援法人向け）の概要①

居住支援協議会等活動支援事業の概要

令和6年度当初予算 : 10.81億円
令和5年度補正予算 : 2.20億円

居住支援協議会、居住支援法人等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業の立上げ等に対して支援（事業期間：令和6年度～令和10年度）

| 居住支援協議会等活動支援事業(令和6年度当初) | |
|-------------------------|---|
| 事業主体 | 住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会(都道府県・市区町村居住支援協議会、居住支援協議会設立準備会)、居住支援法人 等 |
| 補助対象事業 | 1. セミナー・勉強会等による制度の周知・普及 2. 地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備 3. 市区町村居住支援協議会立ち上げ支援 4. 入居前支援(相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等) 5. 入居中支援(見守りや生活相談、緊急時対応等) 6. 死亡・退居時支援(家財・遺品整理、死後事務委任等) 等 |
| 補助率 | 定額(国10/10) |
| 補助限度額 | ・都道府県居住支援協議会 ……上限5,000千円 ・市区町村居住支援協議会 ……上限5,000千円 ・居住支援協議会設立準備会 ……上限3,000千円 (複数自治体による共同設立の場合は上限3,500千円) ・居住支援法人 ……上限7,000千円 (スタートアップ加算該当の場合は上限7,500千円) |

令和6年度当初予算において、事業期間を令和10年度まで延長

居住支援協議会

- ・地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- ・設立状況: 144 協議会(全都道府県・106市区町村)が設立(R6.6末時点)

居住支援法人

- ・都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人(公益社団法人・財団法人を含む)、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等を指定
- ・指定数: 896 法人(全都道府県合計)が指定(R6.6.30時点)

(注) 国土交通省の資料による。

- 99 -

資料 3-⑧ 居住支援協議会等活動支援事業（居住支援法人向け）の概要②

| 居住支援法人の活動支援事業の概要 | | 令和6年度当初予算 居住支援協議会等活動支援事業 (10.81億円)の内数 | |
|---|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 補助上限額7,000千円等/居住支援法人(補助率は定額 国10/10)。 一応募あたりの補助金の額は、「基本項目」と「特定項目」の合計額以内の額とする。 地方公共団体、市区町村居住支援協議会等と連携していることが必要。(令和7年度以降更なる連携強化を検討) | | | |
| 基本項目 | | 特定項目 | |
| 入居前相談支援 | 必須 上限3,000千円 ・住宅やサービス等の総合的な情報提供、マッチングなどの相談対応 ・不動産業者や物件情報の紹介、不動産店への同行 ・物件内覧の同行、契約時の手続支援 等 | + | 任意 ①～③各事業を実施する毎に上限500千円加算 ①外国人向けの入居前の相談支援 ②障がい者向けの入居前の相談支援 ③刑務所出所者向けの入居前の相談支援 |
| | 任意 上限1,500千円 ・随時の訪問・声かけ・機器設置等による見守りサービスの提供 ・一般的な生活相談や、緊急・トラブル発生時の駆けつけ対応 ・家財・遺品整理 等 | | 任意 ④・⑤各事業を実施する毎に上限500千円加算 ④孤独・孤立対策に資する居住支援 ⑤モデル契約条項を活用した死後事務委任契約に関する支援 |
| スタートアップ加算 ・法人指定後1年未満の法人は上限500千円加算(1回限り) | | 本事業とは別に、令和6年度は「みんなが安心して住まいを提供できる環境整備モデル事業」を実施(補助限度額:1事業あたり3,000千円)。 (参考)生活困窮者自立支援制度に基づき、市町村等は「地域居住支援事業」を実施することができる。この事業は、社会福祉法人、NPO法人、居住支援法人等に委託して実施することも可能とされている。 | |

(注) 国土交通省の資料による。

資料 3-⑨ 令和 6 年度 居住支援協議会等活動支援事業 住宅確保要配慮者居住支援法人が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動の支援に関する事業 応募要領
(居住支援法人向け) <抜粋>

2. 応募条件

本事業への応募にあたっては、以下の(1)～(3)の全ての条件を満たす必要があります。

(1) 「居住支援法人」の指定

応募書類提出日までに、都道府県知事から「居住支援法人」の指定を受けていること。(「居住支援法人指定通知書」の写しを提出して頂きます。)

(2) 「居住支援法人」であること等の公表

要配慮者に対する居住支援を実施している「居住支援法人」である旨及び相談等の電話やメールアドレスなどの連絡先を広く一般に向けて公表していること。

具体的には、以下のような内容が該当します。

- ・自法人のホームページ及び SNS において、居住支援を実施している居住支援法人であることをトップページ等において常時わかりやすく掲示していること

(3) 地方公共団体や市区町村居住支援協議会との一定の連携

地域における公正かつ適確な居住支援の実施に向けて、自法人の業務エリアのいずれかにおいて、補助対象期間中、自法人が地方公共団体(住宅部局・福祉部局等)又は市区町村居住支援協議会と連携(これらに類する連携を含む。)していること。ただし、補助対象期間内に当該連携を開始する場合も可とする。(必要に応じ連携状況を地方公共団体に確認することがあります。)

具体的には、以下のような内容が該当します。

- ①居住支援に関し、地方公共団体と業務委託契約や協定・覚書を締結
- ②居住支援に関するセミナーや相談会等を、地方公共団体と共同開催
- ③地方公共団体との定期的な会議・意見交換会の開催
- ④地方公共団体との不定期な会議・意見交換会の開催(この項目は令和6年度限りの予定)
- ⑤市区町村居住支援協議会(協議会傘下の部会等を含む)又は設立準備会へ出席していること
- ⑥都道府県居住支援協議会へ出席していること(この項目は令和6年度限りの予定)

(注) 1 国土交通省の資料による。

2 赤枠は当省が付した。